

所沢支部ニュース

宅建ひろば 164 2018年10月



(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 所沢支部

<http://www.takuken.or.jp/tokorozawa/>

メールアドレス tokorozawa-shibu@takuken.or.jp

所沢市元町 28-7 元町郵便ビル2F TEL2924-6599 Fax2924-6116

営業時間：9時～16時 定休日：水・土・日・祝日

支部長：藤永博 広報委員：田崎和行・緒方伸二・尾形修

1. 法令遵守指導について (対象会員のみ)
2. 会員情報
3. 不動産無料相談開催のお知らせ
4. エコキャップ推進運動
5. 所沢市街づくり都市計画セミナーご案内
6. 古紙回収
7. 事務局からのお知らせ



1. 法令遵守指導について (対象会員のみ)

11月15日(木)、16日(金)に法令遵守指導を実施いたします。

協会委嘱の法令遵守指導員が対象会員の事務所に赴き、調査いたします。当日は代表者、専任の宅建士は全員、事務所にて待機していただくようお願い申し上げます。巡回時間等詳細につきましては、対象会員の方々に個別にご連絡をさしあげております。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

2. 会員情報

平成30年10月30日現在 会員数239名

3. 不動産無料相談開催のお知らせ

所沢支部主催の不動産無料相談会を開催致します。不動産取引についての悩み事や疑問等をお持ちのお客様がいらっしゃいましたら、ご案内をお願いいたします。専門家がやさしくアドバイスさせていただきます。

《相談事項》 ○契約・物件・仲介手数料・手付金 ○不動産に関するトラブル
○借地借家の敷金トラブル・価格 ○その他

日時：11月2日(金) 午前10時から午後3時半まで

場所：所沢市役所1階ロビー *予約不要

※お問い合わせは ☎04-2936-6688 (不動産無料相談専用電話) まで



4. エコキャップ推進運動

集計結果 約36,120個 (10月末現在)

★ご協力ありがとうございました★ (敬称略)

(有)田辺総合センター (有)いちけんホーム エステート池ノ谷

5. 所沢市街づくり都市計画セミナーご案内

11月8日(木)下記セミナーを開催致します。まだ空きがございますので皆様、奮ってご参加ください。



日時：2018年11月8日 14時受付 **14:15開演**

場所：所沢商工会議所 会議室③

所沢市元町 27-1 所沢ハーティア東棟 3F

所沢市街づくり

都市計画セミナー

所沢市まち・ひと・しごと創世総合戦略を知る

- ① 所沢市再開発全体像、計画進捗
- ② 旧暫定逆線引き地区の今後の街づくり
- ③ 企業誘致戦略
～企業を飛躍させる街の力 所沢～

お申し込みは FAX 04-2924-6116 まで

会社名 _____ 人数 () 人

お名前 _____

※参加者全員のお名前をお書きください

所沢市の街づくりの 重要検討テーマ

重要検討テーマ

- ① 所沢市の魅力を高める
為のビジョン
- ② 少子高齢化を見据えた
持続可能な都市づくり
- ③ 所沢市駅周辺・東所沢
(サクラタウン) の都市
開発と整備後の都市づく
り
- ④ 土地利用転換推進工
アの土地利用及び旧暫
定逆線引き地区
- ⑤ 防災対策
- ⑥ 道路体系
- ⑦ 公共交通体系
- ⑧ 地域別街づくり
- ⑨ 緑の保全・創出・活用

問い合わせ先

埼玉県宅地建物取引業協会
所沢支部
電話番号 04-2924-6599

締切 11月5日迄
定員 35名迄
先着順により締め切り
とさせていただきます

6. 古紙回収

日頃より古紙回収にご協力いただきありがとうございます。所沢支部では古紙回収で集まったお金を所沢市緑の基金等に寄付する活動を行っています。ご協力をお願い致します。

ブロック	回収日	11月回収日	10月実績	累計(kg)
第1・第3	第2月曜日	12日(月)	720	5,120
第2・第4	第2金曜日	9日(金)	1,000	7,060
		合計	1,720	12,180

- 古紙の種類 新聞・チラシ・マイソク・ダンボール・雑誌
- 分別仕分方法 古紙袋へ入れ紐で十文字に縛って下さい
- 協力会員 105社
- 回収受取金 kgあたり3円



古紙回収のお申込み・ご質問は(有)星野商店 ☎090-4845-6641 まで

7. 事務局からのお知らせ

- 総会・新年会について
平成31年度の総会・新年会は1月31日(木)に開催いたします。詳細は後日、改めてハガキ・FAXにてご連絡させていただきます。
- 「宅建士賠償責任保険」新規加入申込みのご案内
本制度は宅地建物取引士が日本国内において、宅地建物取引業法に基づき遂行する業務に起因して提訴された損害賠償請求について、法律上の損害賠償責任を負担することによって破る損害に対し、保険金をお支払する制度です。
「わずかな保険料で大きな安心が得られる」と年々加入者は増大しております。

<募集期間> 平成30年12月14日(金)まで(必着)

<保険料> 5千円(宅地建物取引主任者1名あたり)

※別途保証額の大きなワイドプランも用意してあります

<保険期間> 2019年4月1日午後4時から

2020年4月1日午後4時まで

詳細は事務局にパンフレットがございます。ご請求下さい(☎2924-6599)